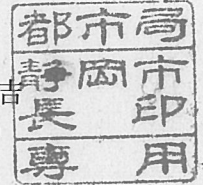


22 静都建指第 3793 号
平成 23 年 1 月 18 日

指定確認検査機関 各位

特定行政庁
静岡市長 小嶋 善吉
(都市局建築部建築指導課)



静岡都市計画区域内の用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率等の制限を定める区域の指定及び数値の決定について（通知）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 6 号、同法第 53 条第 1 項第 6 号並びに同法別表第 3（に）欄 5 の項及び同法第 56 条第 1 項第 2 号二の規定に基づき、静岡都市計画区域内の用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定と数値の決定をしましたので通知します。

なお、今回の指定及び決定は、静岡都市計画区域区分及び用途地域の変更に伴い特定行政庁が指定する区域のみが変更されたものであり、数値については従前のものを引き継いで決定しています。詳細については、別添の計画書及び区域図を参照して下さい。

記

- 1 指定期日 平成 22 年 12 月 28 日
- 2 添付図書 計画書及び区域図

連絡先：静岡市 都市局 建築部 建築指導課
指導担当 植田
Tel 054-221-1267
Fax 054-221-1135



計 画 書

静岡都市計画区域内の用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限（道路斜線制限、隣地斜線制限）を定める区域の指定及び数値の決定

区 域	面 積	容 積 率	建 ぺ い 率	高 さ 制 限 (道路斜線)	高 さ 制 限 (隣地斜線)	備 考 (行政区域に対する割合)
旧由比町及び旧蒲原町における都市計画区域内の用途地域の指定のない区域全域	646.1 ha	10分の20	10分の7	勾配 1.5	31m + 勾配 2.5	行政区域面積 141,182 ha に対する割合 約 0.5 %
都市計画区域内の用途地域の指定のない区域全域 (上記以外)	12,354.1 ha	10分の20	10分の6	勾配 1.5	31m + 勾配 2.5	行政区域面積 141,182 ha に対する割合 約 9 %

理 由

区域区分の変更により、市街化区域から市街化調整区域へ変更となる区域を、用途地域の指定のない区域とすることに伴い、用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値のうち、区域及び面積を変更する。